

聴 取 報 告 書

弁 護 士 中 田 政 義

小職は、原告張■道から左記のとおり聴取しましたので報告します。

記

第一、聴取の日時等

- 一 日 時 一九九七年十一月二十九日午後二時一〇分～三時四〇分
- 二 場 所 大韓民国光州市西区花亭洞 無等荘二階
- 三 被聴取者 原告張■道（原告番号36）
- 四 通 訳 人 金成愛
- 五 聴 取 者 原告代理人中田政義

第二 聴取内容

甲 B 第 19 号 証

一 私は原告番号36の張■道です。現在、光州市学生教育院の院長をしております。私が一九九七年一月付で作成した調査票（甲三九及び四〇号証）は、いずれも私自身が記載したものに間違いありません。

以下、調査票に記載した内容につき、補足して説明します。

二 私は、一九三三年、北海道常呂郡で生まれました。両親は、一九二八年に日本に渡つたと聞いております。

終戦当時の家族構成は、父・張鐘植（一九七四年死亡）、母・鄭福男（創氏名・中山啓子、一九〇六年生、本件で死亡）、姉・張玉南（創氏名・中山華子、一九二七年生、本件で死亡）、兄・張永文（一九五二年死亡）、妹・張玉成（創氏名・中山花子、一九三六年生、本件で死亡）の六人家族でした。

三 私の家族は、一九四二年に大湊に引越しました。父は大湊で、トンネル工事などの土木工事の下請け業者をしております、私たち家族は飯場の近くの一戸建てに居住し、終戦当時、私は、国民学校に通学しております。

四 私たち家族は、一九四五年八月二二日の午後、浮島丸に乗船したと記憶しております。

乗船すると、立錐の余地がないほど沢山の人が乗っており、婦女子は船の底に、

男子は貨物室に別れて乗り込むことになり、父・兄は貨物室（船頭寄りで、上から二番目の層。人が立って歩けるほどの高さでした）に、母・姉・妹は船底（船体中央部で下層の方。涼しい風が入ってくる設備がありました）に乗り込みました。私は、貨物室に行ったり船底に行ったりしていました。船底には横になっては眠れないほど多数の人がおり、私は膝を抱えて眠ったほどです。

五 浮島丸が爆発した当時、私は、甲板中央付近に座って陸地の景色を眺めていました。それまで母らと一緒に船底にいたのですが、「港に入るぞ」との声が聞こえたので、母の制止を振り払って甲板に上がったのです。これが母との最期となりました。

船が停止し、救命ボートが降ろされ、四ないし五名の海軍兵がボートに乗って船を離れました。

次の瞬間、爆発が起きました。大きな爆発音が一回、小さな爆発音を二ないし三回聞きました。水柱は上がりませんでした。

爆発の瞬間、身体が飛び上がったかと思うと落下しました。船は、V字形に二つに割れ、船頭と船尾が上に傾き、中央付近が沈んでいきました。甲板から落ちまいとして、多くの人が騒いでいました。やがて海に重油が拡がり、多くの人が

重油まみれになって海中でもがいていました。

私は、甲板が傾き始めたころ、海中に飛び込もうとしましたが、父に押さえられました。そのまま甲板に残り、船が殆ど沈没するころ、救助の漁船（木製、五ないし六人乗り）が近くに来てくれたので父と乗り移りました。

幸い私は負傷しませんでした。

六 救助された後、陸地で焚き火にあたりました。母を探しているうちに兄と合流することができました。当夜は兵営に収用され、大きな講堂で沢山のひとと雑魚寝しました。

父が、死体を確認しながら母や姉妹を探したのですが、ついに確認できませんでした。

七 父、兄、私は九月中旬に釜山に到着し、三ないし四日間過ごした後、ソウルに行きました。

釜山で父は浮島丸事件を釜山日報に告発し、九月一八日付で最初の新聞記事が出ました（甲A第一〇号証）。

ソウルでは、海外同胞救済所で一か月ほど暮らした後、中区会賢洞に引っ越ししました。私は南大門国民学校に編入学しました。

父は雑貨商をして生計を立てながら、亡くなるまで、浮島丸事件の真相究明に奔走し、米軍政庁や韓国政府に真相究明を訴えました。

私も父の遺志を受け継ぎ、一九八五年四月二〇日、韓国政府合同民願室に嘆願書を提出し、真相究明を求めました。

八 日本は植民地政策の下、韓国人に対し、「内鮮一体」「創氏改名」「戦時動員令」によりあらゆる犠牲を強要し、徴兵徴用制度による強制連行をはじめあらゆる暴行を犯してきました。

そして、終戦になるや、浮島丸事件で沢山の同胞を故意に水死させておきながら、全く責任がないと今日まで傍観してきました。

日本国憲法の下、韓国人を外国人と規定し、陳謝や賠償はできないと主張していますが、これが日本の知性と良心なのかと思うと憤りを禁じ得ません。

私は、良心ある日本国民に日本軍国主義の蛮行を知らしめ、日本国民に誤った歴史を繰り返させないために提訴することを決意しました。

以上のとおり相違ありません。

一九九九年（平成十一年）月

日

原告ら代理人

弁護士 中

田

政

義



京都地方裁判所 御中